

高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）について、法、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）及び高知市老人福祉法施行細則（平成21年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、有料老人ホーム事業の安定と入居者の居住環境の向上を図ることを目的として、市内における有料老人ホームの設置運営に関し、必要な事務手続等を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 市内において有料老人ホームを設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、有料老人ホームの設置計画について法第29条第1項の規定による届出を行う前に福祉事務所長と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議を行う場合は、あらかじめ有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に関係書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、事前協議書の内容を審査した結果、有料老人ホームの設置計画がこの要綱及び高知市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成25年4月1日制定。以下「指針」という。）の規定に適合していると認めるときは、設置予定者に対し有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

(開発許可等の申請及び工事着工)

第3条 設置予定者は、事前協議済書の交付を受けた後、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可又は同法第43条の規定による建築等の許可（有料老人ホーム以外の用途で当該開発行為の許可又は建築等の許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合は、同法第35条の2の規定による変更の許可）申請手続を行うものとする。

2 設置予定者は、前項の規定に基づき開発許可又は建築等の許可を受けた後、工事を着工するものとする。

(設置計画の変更及び状況報告)

第4条 設置予定者は、事前協議済書を受領してから次条第1項に規定する有料老人ホーム設置届を提出するまでの間に、有料老人ホームの設置計画を変更する必要がある場合は、速やかに有料老人ホーム設置計画事前協議変更届（様式第3号。以下「事前協議変更届」という。）を福祉事務所長に届け出なければならない。

2 福祉事務所長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、有料老人ホーム設置計画事前協議変更届出済書（様式第4号）を設置予定者に交付するものとする。

3 設置予定者は、事前協議後に相当の期間が経過したにもかかわらず第3条に規定する開発許可等の申請等に着手しない等、有料老人ホーム事業の進捗状況が滞っている場合は、その状況を福祉事務所長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(設置届等)

第5条 設置予定者は、法第29条第1項の規定による届出を行う場合は、事業開始日の1か月前までに規則第24条に規定する有料老人ホーム設置届に関係書類を添えて福祉事務所長に届け出なければならない。

2 福祉事務所長は、前項の届出があったときは、設置予定者と協議した上でその内容を審査し、適当であると認めるときは、有料老人ホーム設置届出済書（様式第5号）を設置予定者に交付するものとする。

3 設置予定者は、前項の有料老人ホーム設置届出済書を交付された後、入居者の募集を開始するものとする。

4 福祉事務所長は、設置予定者が法第29条第9項に規定する前払金を受領する場合は、原則として当該前払金は内金を含め入居者の募集開始後に受領するよう指導するものとする。

(事業開始届)

第6条 設置予定者は、有料老人ホームの運営を開始した場合は、速やかに有料老人ホーム事業開始届（様式第6号。以下「事業開始届」という。）に関係書類を添えて福祉事務所長に届け出なければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、有料老人ホーム事業開始届出済書（様式第7号。以下「開始届出済書」という。）を設置予定者に交付するも

のとする。

(事業変更届等)

第7条 前条第2項の規定により開始届出済書の交付を受けた設置予定者（以下「設置者」という。）が法第29条第2項又は第3項の規定により事業内容の変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）を行う必要がある場合は、当該変更等の日から1か月以内に運営懇談会の協議内容（様式第8号）又は規則第25条若しくは規則第26条に規定する様式に係る書類を添えて福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の届出があったときは、有料老人ホーム事業変更等届出済書（様式第9号）を設置者に交付するものとする。

(適用除外)

第8条 有料老人ホームのうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けるものについては、第2条から前条までの規定は、適用しない。

(定期報告)

第9条 設置者は、法第29条第11項の規定による報告を行う場合は、毎年7月1日（以下「報告基準日」という。）現在の有料老人ホーム情報（同項に規定する有料老人ホーム情報をいう。）について、有料老人ホーム経営状況等報告書（様式第10号）により8月末日までに関係書類を添えて、福祉事務所長に報告しなければならない。

2 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホーム事業に係る収支計画の見直しを行い、その結果、見直す前の計画と比較して収支が悪化することが見込まれる場合は、その原因及び対処方針について、前項の報告と併せて福祉事務所長に報告するものとする。

(事故報告)

第10条 設置者は、有料老人ホームにおいて重大な事故が発生した場合には、別に定めるところにより、直ちに当該事故の内容等を市長に報告するものとする。

(立入検査の実施)

第11条 福祉事務所長は、有料老人ホームに対し、別に定めるところにより、立入検査を行うものとする。

(指導)

第12条 福祉事務所長は、関係法令及びこの要綱に定める規定に基づき、設置者に対し当該有料老人ホームの設置運営に関する必要な指導を行うものとする。

2 指導の具体的な基準等については、市長が別に定める。

(情報公開)

第13条 法第29条第12項の規定による公表は、高知市のホームページへの掲載等を通じて毎年12月末日までに行うものとする。

(暴力団の排除)

第14条 設置者は、高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

(様式の特例)

第15条 市長は、書類の様式についてこの規則に定める様式により難いと認めるときは、この規則に定めるものと異なる様式を使用することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置運営の指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。